

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 仙台市泉福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成 27 年 3 月 26 日付けで提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市泉福祉事務所長が平成 27 年 3 月 19 日付け H26 泉保護第 5 号で審査請求人に対してした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市泉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成 27 年 3 月 19 日付け H26 泉保護第 5 号で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 決定の理由に「平成 26 年 6 月 25 日に [REDACTED] され」とあるが、その [REDACTED] は事実だが、[REDACTED] されている。つまり、原因の日付に間違いがある。
- (2) 私は [REDACTED] を受けているが、[REDACTED] は、[REDACTED] と言われている。
- (3) [REDACTED] を踏みにじるものであり、現在の [REDACTED] が [REDACTED] である私の権利の侵害があってはならない。
- (4) 現在の私の [REDACTED] は、正当なものであることも [REDACTED] で確認している。したがってその理由で不利益はあってはならない。

第 2 認定事実及び判断

1 認定事実

処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成 25 年 7 月 6 日に、請求人に係る生活保護（以下「保護」という。）を開始した。
- (2) 請求人は、平成 26 年 6 月 25 日に、逮捕された。
- (3) 処分庁は、[REDACTED] へ生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 29 条に基づく調査を行い、請求人が平成 26 年 6 月 25 日に [REDACTED] された事実を確認した。

認したことから、同年7月18日に、請求人の保護を同年6月26日付けで停止した。

- (4) 処分庁は、平成26年8月13日に、[REDACTED]で、[REDACTED]の請求人と[REDACTED]し、同年6月26日付けで保護が停止になったことを説明し、保護停止決定通知書を交付した。
- (5) 処分庁は、[REDACTED]に対し法第29条に基づく調査を行い、請求人が、平成27年3月16日現在で[REDACTED]であることを確認し、同年3月19日に、処分庁は、本件処分を行った。
- (6) 請求人は、平成27年3月26日に、本件処分を不服として本件審査請求を提起した。

2 判断

- (1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。ここでいう「保護を必要としなくなつたとき」とは、法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなつた場合をいうと解される。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12の2(2)では、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」としている。
- (4) また、仙台市では「[REDACTED]」(「仙台市部長通知」という。)を發出し、[REDACTED]取扱いとしている。
- (5) (1)から(4)までを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁は、1(5)のとおり、請求人が[REDACTED]されている[REDACTED]に対し、法第29条に基づく調査を行い、平成26年3月16日現在で[REDACTED]であることを確認し、仙台市部長通知を踏まえ、本件処分を行ったと主張する。

処分庁から提出された「ケース記録表」によると、平成26年8月13日に請求人と[REDACTED]した旨の記録後、平成27年3月18日の保護廃止に係る記録までの間に、何ら記載はなく、この間の請求人の状況について確認した事実は認められない。たとえ[REDACTED]が6か月を超え、仙台市部長通知で示す保護廃止の要件を満たすものであったとしても、そのことをもつて、課長通知の要件を満たすものとなるわけではなく、処分庁は、別に、「以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続する」かどうかを確認し、保護の廃止について判断する必要があつたと考えられる。

しかし、「以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続する」かどうかについて、処分庁は何ら言及しておらず、また、提出された書類からは確認した事実が認められないことから、本件処分は、処分に至るまでに必要とされる確認が不十分であったと判断せざるを得ない。

よって、本件処分は、違法であり、取消しを免れない。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は違法な処分であり、本件審査請求は理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年9月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

